



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税ができます。

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやATM等を利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付とは、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の新たな納付手段です。

ご利用開始までの流れ (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で電子納税などを利用できるものですが、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

e-Taxホームページ(e-Taxソフト(WEB版)ご利用案内)からパソコンに「事前準備セットアップ」プログラムをダウンロードし、実行します。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出が必要です。
e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。



3 税務署又は金融機関に対し電子納税のための手続を行います。

① **ダイレクト納付**を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を**所轄の税務署へ書面で提出**します(金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)

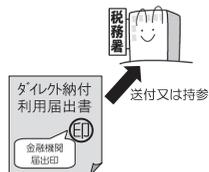
ダイレクト納付利用届出書を提出いただいたから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

② **インターネットバンキング**で納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキング等の契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

これで電子納税の準備は完了です。「電子納税のしかた」は裏面をご覧ください。



詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

☆☆ 電子納税のしかた(源泉所得税) ☆☆

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用のための事前準備の後、電子納税が可能となります。

e-Taxソフト (WEB版) を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです (インストールしたe-Taxソフト (通常版) を利用して電子納税を行うことも可能です。)

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト (WEB版) にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合 (納付税額0円) の徴収高計算書データについても送信することができます。

区分	年	月	日	人	支払金額	税	徴収高	
所得	平成	25	1	27	6:25	12	3,240,000	83,400
所得	平成	25	6	25	6:25	1	700,000	61,337
合計								144,737

区分	税額	徴収高
所得税	144,737	144,737
合計	144,737	144,737

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書(納付書)が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。次回の年末調整関係書類送付時より納付書の送付を省略いたします。

2. 納付方法の選択

e-Taxソフト (WEB版) からデータを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「納付区分番号はこちら」のボタンをクリックします。「インターネットバンキング」ボタンが表示されますので、それをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

受信通知(納付区分番号通知)

送信されたデータを受け付けました。

なお、様目、内容の確認のため、世帯単位からご連絡させていただいた場合がございますので、ご了承ください。

納付者識別番号	1234567890123456
氏名又は名称	株式会社 国税局
代表者氏名	国税長官
受付番号	20140701700000000000
受付日時	2014/07/01 17:00:00
納付先	銀行振込
税目	源泉所得税及び復興特別所得税
申告区分	

電子納税

ダイレクト納付をご利用の対応下での操作をクリックしてください。

今すぐに納付される方 納付日を指定される方 ①

ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の場合は、下の納付区分番号はこちらをクリックしてください。

納付区分番号はこちら ②

3. 納付

① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から指定した納付日に納付金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

すぐに納付する場合は、納付日を指定する画面は表示されませんので、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から納付金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されます。払込情報を確認し、払込を実行することにより、利用者の指定口座から払込金額が振り替えられ、電子納税が完了します。

※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければなりませんのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、振替完了後、メッセージボックスに「ダイレクト納付完了通知」が格納されますのでご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

ダイレクト納付 内容確認

ダイレクト納付を行います。

届出された預貯金口座の内容と納付内容をご確認いただき、内容に誤りがないか、かつ「お内容を確認済み」にチェックの上、「納付」ボタンを押してください。納税が期日にされた場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。

納付先	銀行振込
税目	源泉所得税 及び復興特別所得税
申告区分	
課税期間(自)	平成24年1月
課税期間(至)	平成24年6月
登録名義	カブシキカイシャコセイショウジ
金融機関名	国税銀行本店
預金種別	普通預金
口座番号	2000004
納付金額	144,737円

納付日をご指定ください。

納付日は、期日(7/29)までしか指定できません。

納付日は、休日、祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。

納付日 平成 年 月 日

上記内容を確認済み

上記登録内容で納付を行いますか。

納付 キャンセル

源泉徴収について、お分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

国税庁では、源泉徴収義務者の方に最新の情報をお届けするため、国税庁ホームページ内に特設ページとして「源泉徴収義務者の方へ」のページ【www.nta.go.jp/gensen/index.htm】を設けています。

この「源泉徴収義務者の方へ」のページでは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの各種様式、「年末調整のしかた」などの各種手引・パンフレットや質疑応答事例など源泉所得税に関する情報を掲載していますので、是非ご利用ください。

なお、「源泉徴収義務者の方へ」のページは、国税庁ホームページのトップページの左下にある「源泉徴収義務者の方へ」の入口から簡単にアクセスすることができます。